

第三者評価結果

事業所名：ちゃいれっく東戸塚駅前保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の保育理念「大地にがっしり根を張る〈大樹〉に育つ」や保育方針の「こころ、からだ、生活の三位一体の保育を目指す」をもとに、年度初めに園長、主任を中心に職員の意見を反映して作成されています。計画は地域性を踏まえて作成されています。0歳から5歳までの子どもの発達過程に合わせ、養護と教育が一体となって展開されることに留意しながら詳細な記載があります。幼児期の終わりまでに育てほしい10項目の健康な心と体、自立心、協働性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活の関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形・標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現を目標にそれぞれ作成されています。年度末には見直しをして次年度の作成に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 室内の温度は時間ごとに温度計で計測し、コロナ感染予防の観点から窓は少し開けられています。各部屋に空気清浄機が設置され、換気に細心の注意が払われています。手洗い場やトイレは掃除チェック表があり、時間を決めて当番制で掃除をしています。子どもたちが手に取る玩具は、遊びが終わるごとに一つひとつを職員がアルコール除菌を行っています。午睡に使用するベッドは毎週末に消毒を実施し、清潔な状態を保っています。遊具は子どもの目線で取り出したり、片付けやすいように考えられていて、自分で使ったものは自分で片付ける習慣が自然に身につくようにされています。幼児クラスは昼食後に掃除をしてから午睡の準備を行います。限られたスペースの為、一人ひとりの子どもが落ち着けるスペースを常時設けることはできませんが、その時々で事務所や園庭、廊下など、静かに過ごせる場所を確保するようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時に提出された家庭調査票や健康調査票の情報をもとに、子ども一人ひとりの特性や家庭環境を理解したうえで発達や育ちを把握するように努めています。把握された子どもの特性、状況は職員会議などで共有しています。職員は子どもの気持ちを汲み取る事、欲求を受け止める事の大切さを認識して日々の保育を実践し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるような配慮を行っています。異年齢で毎日実施しているリズム運動により、必要な時に集中できる集中力、我慢ができる忍耐力、失敗をしても気持ちを切り替えて頑張れる事を自然に学ぶことができるようにしています。せかず言葉や抑止させる言葉を不必要に用いないように心がけています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 個人月案で個々に合わせた目標を設定し、トイレの間隔や食具の使用、手洗いなどの生活に必要な生活習慣を一人ひとりの発達に合わせて進めています。家庭との連携により、園と家庭で差異のない保育が実践される様に保護者と密に連携を取っています。0歳でトイレトレーニングはオムツが濡れていないタイミングでおまるに座らせてみて様子を見ます。1歳で自分から教えてくれる子どもには家庭での様子を聞き取りしながら、保護者へトレーニング開始を打診しますが、あくまでも保護者の意向を大切にしています。2歳では自分で歯ブラシを使い歯を磨いたり、うがいの習慣を開始します。絵本を使用したり楽しみながら遊びの一環として、自然に日常の生活習慣が身につくようにしています。最近、コロナ感染予防の手洗いの大切さを教えるために、看護師によりばい菌の話を画像を見ながら行っています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 職員は日々子どもを見守りながら、子どもの興味や関心に注意を払い、活動を援助できるように環境を整備しています。子どもが遊びたい遊具を自由に取れるように、手の届く場所に置き子どもが自主的に遊ぶことができるようにしたり、片付けかごには遊具の絵を貼って、中に何が入っているのか分かるようにするなど保育室内の工夫を行っています。現在はコロナ禍の為、地域住民との交流が限られていますが、毎日の散歩での地域の人との挨拶、毎年行うハロウィンでは近隣の人とお菓子を通じた交流があり、地域社会との交流が自然に行えるようになっていきます。地域の住民からは子どもたちの散歩コースにカーブミラーの設置を勧める提案がなされ、警察と話し合い設置が行われました。リズム運動、造形活動、手話活動、などを通して子どもたちが様々な表現活動ができるように工夫をしています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の保育において子どもが安心して過ごすことができるよう、週日案、個別計画を立て、日ごろの保育に反映させています。週日案には「保育者との応答的な関わりを楽しみ、言葉への関心を持つ」などのねらいを掲げ、子どもと職員が愛着関係を持てるような働きかけを行っています。週日案には前週の子どもの姿が記載されており、子どもの変化が分かるようになっていきます。また、配慮・環境構成についての記載もあり、0歳児の発達過程に応じて必要な保育が行えるようになっていきます。日々発見や興味関心が沸く様に、指先遊び(感触遊び)やマットで山を作ってハイハイできる様にしたりと遊びにも工夫をしています。その日の様子は保護者へ連絡帳や、送迎時に口頭で食事、遊び、覚えたこと、排便状況等を伝えて家庭と園で同じ生活リズムで生活できるように配慮しています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 職員配置を多くし、この時期特有の嫌々期への対応を行い、一人ひとりの子どもの自我を受け止めるようにしています。子どもが他の子どもたちと一緒に行動したくない時は職員と子ども1対1で関わる様にしています。散歩に行きたくない日は異年齢の子どもと一緒に遊ぶこともあります。自我の育ちを受け止めて、寄り添う保育に努めています。子ども同士のトラブルには職員は見守りながらそれぞれの言い分を聞き取って代弁し、それぞれの思いを伝えています。職員同士で声を掛け合い、甘えたい子どもを抱っこしたり、そばに行って声かけを行うなど、子どもの思いを受け止めています。朝夕の合同保育の時間には、異年齢の子どもと交流ができる様になっています。年上の子どもから影響を受けたり、あこがれを持ったり、年下の子どもと一緒に遊んだり、様々な関わりが持てるようになっていきます。保護者には、連絡帳アプリや連絡帳で園での様子を伝え、子どもの成長を把握できるようにしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 幼児クラスでは子どもたちの能力を引き出すことを各年齢の年間目標として掲げ、それに基づき月間計画、週日案を作成しています。3歳児は自分の身の回りの事を自分で自信をもってできる、を目標としています。4歳児は遊びや経験を通しての友だちと関わることや、生活習慣や一日の流れが分かり自分で行動してみる、を目標としています。5歳児は社会生活に必要な態度を身に付け、みんなで協力したり役割分担したりしながら目的を成し遂げる喜びを味わう、を目標としています。子どもたちは空き箱やトイレットペーパーの芯などを利用したカップケーキ、お寿司、ドーナツなど作りためた作品を使い、お店屋さんごっこを行っています。子どもたち同士で相談してお客、売り子、お金を作ったり売値を決めるなど友だちと協力して一つのことをやり遂げています。戸塚区ネットワーク事業の地域交流会に参加し地域の保育園児と交わりドッジボール、リレーなどを行い、同じ小学校に行く他園の子どもたちと顔なじみになり、小学校に進級する不安を取り除くようにしています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園内はバリアフリーで、靴箱やロッカーの位置は取り出しやすい場所に置かれています。視覚障害児には明るいシールを貼って自分のものが分かり易い配慮がなされています。個別指導計画の作成があり、保護者との定期的な面談を実施しています。周りの子どもにも障害のある子どもへの理解を示せるように説明し、自然な関わりを持てるように職員が配慮しています。療育機関の巡回訪問が実施された際には保護者へ報告をしています。園内研修で職員全員が障害児保育の研修を受け、障害特性や対応を学び、どの職員も関わりができるようにしています。保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるなど、今後、障害に対する園の方針を保護者に伝える取組をすることが期待されます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 各学年の年間指導計画に長時間の保育における保育の配慮の項目があり、子ども主体の計画性をもった取組を行っています。長時間保育は異年齢児保育で実施されますが、職員は1対1で関わるように過ごし方を工夫しています。特におもちゃは0歳は口に入れることもあるため、小さいおもちゃは提供しない等の配慮がなされています。子どもの疲れ具合や体調変化を気を付けて見守りながら、計画は柔軟に変更するようにしています。夕方の補食はおにぎりや麺類が提供されています。昼礼では引き継ぎ簿により引き継ぎを行い、その日の子どもの様子を情報共有し、一貫性のある保育の継続がされています。子どもの様子を観察しながら必要と判断した場合には、降園まで静かに過ごす様にしています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を取り入れて作成されている年間指導計画の4期目には、保護者支援として就学に向け、保護者が小学校以降の生活について見通しが持てる内容の記載があります。子ども用の記載もあり、就学に向けての準備がスムーズに進められる様に配慮されています。毎年就学へ向けたアプローチカリキュラムを作成し、年度末に園長が見直しを行い、次年度に反映しています。就学前の個人面談や保護者懇談会で就学に向けた準備を伝え、保護者が安心して移行期を過ごせるようにしています。職員は幼・保・小の接続講習会や研修に参加することで毎年の計画作成に反映しています。毎年保育所児童保育要録を作成して就学先へ郵送や直接手渡しで提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 健康管理マニュアルがあり、それにもとづいて子ども一人ひとりの個別健康記録があります。全体的な計画や年齢ごとの年間計画に健康に関する記載があります。入園前に家庭からの詳細な健康調査録の提出があり、職員全員が事前に子ども一人ひとりの健康状態を把握できています。日々の子どもの体調は朝の受け入れ時に保護者から口頭や連絡ノートで伝えられ、昼礼で職員全員に周知徹底するようにされています。年間保健計画があり、定期的に見直しがされています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては職員全員が研修を受けています。保護者へは入園前にSIDSについての説明を行い、ブレスチェックを0歳は5分、1、2歳は10分毎に行っていることを伝えていきます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 毎年健康診断が2回、歯科健診が2回、身体測定が毎月実施されています。結果は児童健康台帳に記録され、発育曲線を成長記録として職員が確認し、保健計画に反映させています。体重の増減が気になる子どもには保護者へ伝え、給食の量や内容の見直しなどが検討されています。保護者へは健診の結果は書面で、身体測定の結果は連絡帳で伝えられます。家庭との連携が必要な場合は面談を実施します。保健指導で歯磨きの大切さを子どもへ伝えるなど保健計画に反映しています。毎月看護師による保健だよりが保護者へ配られ、子どもの健康に関する注意事項、季節の感染症などの情報を伝えていきます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント> 入園前の面談時に健康調査録によりアレルギーの把握をしています。アレルギー対応マニュアルがあり、重要事項説明書には食物アレルギー児への対応についての記載があります。園長、担当保育士、調理員、看護師、保護者で食物アレルギー対応委員会を発足し、提出書類をもとに対応方法の検討を行っています。毎月、次月の献立を保護者へ確認してもらいます。医師の指示により、保護者は1年ごとか半年ごとに園へ生活管理指導書の提出をします。アレルギーや慢性疾患の状況は職員室に掲示し、全職員が周知し間違いのないように対応しています。食事の提供の際は食器、トレイは他の子どもたちと区別ができるように色を変えています。トレイにはアレルギーを明記するようにしています。アレルギー確認表を作成し、調理室、責任者、担任の3重チェック体制が確率されています。他の子どもや保護者にアレルギー疾患や慢性疾患等についての理解を図るための取組が期待されます。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>
 全体的な計画に食育の推進の記載があります。年齢ごとの食育行事保育年間計画の作成があり、園のねらい、食育活動の目的、食育内容、献立作成の留意点が明文化されています。毎月実施しているクッキングの時間は子どもたちが食材に触れながら食べる事への興味を引き出す良い機会になっています。年齢別の献立表により、子どもの発達状況に合わせた食事の提供がされています。コロナ感染拡大前は子どもたちが楽しみながら自分で食べられる量を器によそって給仕していましたが、現在は保育士が給仕しています。離乳食は4期に分けて入園時に食材チェック表を保護者から提出してもらいます。離乳食は担任、調理師、保護者で連携を取りながら慎重に進めていきます。昼食の様子を直接調理師が子どもに声かけしながら見てまわり、食事が進むようにしています。行事食はハロウインのお化けかぼちゃや夏の流しそうめん、縁日の焼きそばなど季節感を意識して提供しています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>
 全体的な計画に食育の推進の記載があり、それにもとづいて年間の食育計画書が作成されています。年齢ごとの月間指導計画には年齢に応じたねらいや配慮が考えられています。離乳食は4期に分けて段階に応じ、家庭と連携を取りながら進めています。調理師や栄養士が食事やおやつ時間に子どもの様子を観察しながら食事の進み具合を見えています。目で見ても楽しめる行事食も提供されています。一人ひとりの食事の様子は連絡ノートや個人ファイルに記載されています。残食は給食室で確認しますが、多くはありません。毎日、給食検食日誌に職員がその日の食事に関して記入しています。毎月の職員会議の中で給食会議も開かれ、全職員で検討が行われ翌月の献立に反映されています。献立表は保護者に毎月配布されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>
 朝夕の送迎時に口頭で情報交換を行っています。乳児は連絡帳を活用し、体温、食事、遊び、覚えたこと、失敗したこと、排便状況など園での様子が詳細に記載され、保護者からは家庭での様子を伝える機会となっています。幼児は掲示板にその日の出来事を掲示して保護者が確認できるようにしています。毎月、園だより、クラスだより、保健だより、献立表が配られます。保護者懇談会、個人面談は年に1回開催し、クラスの活動内容や子どもの様子を伝えています。個人面談の内容は記録され、保育に反映されています。コロナ感染予防の観点から今年はオンラインでのクラス会議を実施しています。12月にクラスごとの発表会を別会場で開催し、それまでの子どもたちの取組の様子を写真で保護者へ配布しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>
 職員は朝夕の送迎時に保護者の様子を観察しながら、必要に応じて声かけをしています。ゆっくりと相談にのる必要があると感じた時は、プライバシー保護の観点から事務所の静かな環境で話が聞ける体制になっています。相談内容によっては保育士以外の職種の職員も同席して専門職の立場から保護者へアドバイスができるようにしています。相談内容は対応記録に記録し、職員会議で全職員に共有され検討しています。相談対応マニュアルがあり、職員は入職時に研修を受けていますが、対応に困った場合は園長、主任が同席して助言を行っています。相談内容が園全体にかかる場合には、相談者の理解を得て保護者全員にフィードバックするようにしています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>
 日々の子どもの表情や態度、着替えの際の身体の様子を保育士は注意深く観察しながら、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めています。子どもの様子から虐待の疑いがあると職員が感じたときは、園長、主任に報告し、全職員に周知しています。虐待が疑われる保護者へは、送迎時に職員から声をかけ、相談し易い雰囲気作りに努めています。園の運営規定の中の虐待防止のための措置として、区役所子ども家庭支援課や児童相談所への通報、連携をすることが記載され、保護者へ周知されています。職員は園内研修で虐待について講習を受けていますが、外部研修受講までには至っていません。虐待マニュアルにもとづいた研修を定期的に行うと共に必要に応じて確認の場を設けることが期待されます。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>学年ごとの年間指導計画書・月間指導計画、週日案に自己評価欄があり、保育士はそれぞれの保育が行われた後に自己評価を行っています。月案には園長のコメント欄、週日案には備考欄があり、職員の自己評価に対して園長がコメントを入れています。自己評価は子どもの様子や心の育ちなどにも言及されており、園長はコメント欄で補足を行ったりアドバイスを記入しています。クラス会議においても職員間で保育の振り返りが話し合われ、保育の改善や専門性の向上に取り組み、次の計画へ反映されています。話し合われた課題の内容によっては園長による園内研修に繋がっています。職員の自己評価チェック表による自己評価と園長・主任・リーダーとの面談は年間4回程度実施されます。職員の自己評価は分析検討され、園の自己評価に繋がっています。職員の課題は園の課題ととらえ、改善のための取り組みを行っています。</p>	